



2020年7月30日

各位

会社名 株式会社千趣会
代表者名 代表取締役社長 梶原健司
(コード番号: 8165 東証 第一部)
問合せ先 取締役 コーポレート本部長
高橋 哲也
(TEL 06-6881-3220)

A種及びB種優先株主との投資契約の変更、A種及びB種優先株式の取得及び消却、 A種及びB種優先株式の発行に関する資金用途の変更並びに役員の異動に関するお知らせ

当社は、当社発行のA種優先株式及びB種優先株式（以下A種優先株式とB種優先株式を併せて「本優先株式」といいます。）の取得を目的として、本日開催の取締役会において、REVICパートナーズ株式会社が無限責任組合員として運営管理する地域中核企業活性化投資事業有限責任組合（以下「REVICファンド」といいます。）との間で、2018年2月26日付けで締結した投資契約（以下、「本投資契約」といいます。）を変更すること及び、本優先株式の取得を条件として会社法第178条の規定に基づく消却を行うことを決議いたしました。

また、本日、当社は、REVICファンドより、本投資契約の変更を受けて、当社定款第12条の2第6項及び第12条の3第6項の規定に従い、本優先株式の全てについて金銭を対価とする取得請求権（以下「本取得請求権」といいます。）を行使されましたので、当社は7月31日付けで本優先株式の全てを取得した上で消却いたします。

なお、当社は、2018年2月26日に公表した、「第三者割当増資による優先株式の発行、定款の一部変更、優先株式の発行にかかる資本金及び資本準備金の額の減少、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分、役員の異動、自己株式取得並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動の予定、並びに資金用途の変更に関するお知らせ」で公表した調達資金の一部（44億円）について資金用途を変更し、本優先株式の取得に充当することといたします。

また、2020年7月31日をもってREVICパートナーズ株式会社に在籍している当社取締役及び社外監査役が辞任し、当該辞任に伴って補欠監査役が同日付で社外監査役に就任することになりましたので、併せて下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 本優先株主との投資契約の変更並びに本優先株式の取得及び消却について

1. 本優先株式の取得及び消却の背景及び理由

当社は、2018年3月よりREVICファンドから①本優先株式の引受を通じた資金面に加え、②人材面及び③戦略立案面からの多大なる支援を受けながら、事業の再構築に向けた取り組みを開始し、当社が策定した中期経営計画の実現に向けて着実に実行してまいりました。その結果、2019年度の連結決算損益は、営業利益772百万円（前期△4,063百万円）、経常利益1,418百万円（前期△4,277百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は8,182百万円（前期△6,027百万円）となり、通期での黒字化を当初計画よりも前倒しで達成することができました。当第2四半期連結累計期間についても、新型コロナウイルスの影響によるプライダル事業の大幅な業績悪化はあるものの、構造改革を実施した通信販売事業の売上高及び利益がいずれも大きく伸長し、同事業において12億15百万円の営業利益を計上したことにより、第2四半期連結営業損失は563百万円に留まっております。

上記の結果を受けて、当社は、事業の再構築に一定の目途が立ったことから、今後はより事業の成長を重視した経営へのシフトを進めてまいります。他方で、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、当社の経営環境には大きな変化が生じており、このような環境下においては、成長戦略に係る経営の意思決定のスピードを更に高めていくことが重要になると考えております。

このため、当社は、新たな成長ステージに移行することを目的とした意思決定の迅速化及び資本政策の柔軟性の確保、並びにA種優先株式の配当負担回避等の観点から、本優先株式を取得することが望ましいとの結論に至り、本日開催の当社の取締役会において、本投資契約を変更し、REVIC ファンドによる当社定款の定めに基づく本取得請求権の行使に応じ金銭を対価として本優先株式を取得すること、本優先株式の取得を条件として消却を行うことを決議いたしました。

また、当社グループは、2020年7月30日付で公表しました「2020年12月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」のとおり、当第2四半期連結会計期間末において現金及び預金256億71百万円を保有しており、取引金融機関との総額100億円(当第2四半期連結会計期間末における未使用枠70億円)のコミットメントライン契約を締結しております。このように、運転資金は十分な水準を確保できている状況であることから、本優先株式を取得することによる資金繰りの懸念はございません。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大後、当社通信販売事業の会員数は大幅に増加しておりますが、これは「外出型消費」から「巣ごもり消費」へのシフトといった消費構造の変化を機に、当社がこれまで着実に築き上げてきた「女性に対して誠実に向き合う姿勢」や「安心感のある商品」といった価値が再評価された結果であると考えております。当社は、この事業環境の変化を成長の機会と捉え、今後、通信販売事業について積極的な事業展開を進めてまいります。

当社は、本優先株式の取得後も、引き続き企業価値の最大化に努めるとともに、生活インフラとして社会的重要性が高まっている流通小売業の責務を果たし、お客様、従業員、取引先及び地域社会といったステークホルダーとの関係を更に強固なものとするにより、企業の持続的成長の実現を目指してまいります。

2. 本投資契約の変更

本投資契約においては、本日時点において本取得請求権の行使期間が到来していないことから、REVIC ファンドが保有する本優先株式の全てについて本取得請求権を行使する場合に限り、2020年7月30日以降の本取得請求権の行使を可能とする内容に、本投資契約を変更することを決議いたしました。本取得請求権の詳細については、2018年2月26日に公表した、「第三者割当増資による優先株式の発行、定款の一部変更、優先株式の発行にかかる資本金及び資本準備金の額の減少、資本準備金及び利益準備金の額の減少並びに剰余金の処分、役員の変動、自己株式取得並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動の予定、並びに資金使途の変更に関するお知らせ」の別紙Ⅰ「A種優先株式発行要項」及び別紙Ⅱ「B種優先株式発行要項」をご参照ください。

3. 本取得請求権の行使の概要

(1) 本取得請求権の行使による取得予定日

2020年7月31日

(2) 本取得請求権の行使により取得する株式の総数及び支払う金額

A種優先株式5株 1株あたり523,342,466円(総額2,616,712,330円)

B種優先株式9株 1株あたり598,775,479円(総額5,388,979,311円)

(注1) A種優先株式の取得価額は、当社定款第12条の2に基づき、1株当たりの当初払込金額500,000,000円に、当事業年度未払A種優先配当金(1株につき40,000,000円)を当事業年度の開始日から金銭対価取得請求権取得日である2020年7月31日までの日数で1年を365日とした日割計算(円単位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入。)することにより算出される金額を加算した額です。

(注2) B種優先株式の取得価額は、当社定款第12条の3に基づき、1株当たりの当初払込金額500,000,000円に、当初払込金額に払込期日から金銭対価取得請求権取得日までの期間に対して年率8%(事業年度ごとの複利計算とし、事業年度ごと1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行うものとする。)の利率で計算される金額(円単位未満小数第1位まで計算し、その小数第1位を四捨五入する。)を加算した額です。

(3) 支払い等に要する資金

本取得請求権の行使に伴う支払いに要する資金として、その全額を自己資金により充当いたします。

4. 消却の概要

(1) 本優先株式の消却の効力発生予定日

2020年7月31日

なお、本優先株式の消却については上記3によりA種優先株式及びB種優先株式を当社が取得することを条件とします。

(2) 消却する株式の種類と株式の総数

A種優先株式 5株

B種優先株式 9株

II. 資金使途の変更について

1. 変更の理由

当社は、2018年3月30日付でREVICファンドに対して、第三者割当増資の手法により総額70億円の本優先株式を発行いたしました。REVICファンドより調達した資金の具体的な使途としては、①ECプラットフォーム構築等に係るシステム投資、②ブライダル事業、子育て支援事業等のサービス事業等の拡大及び通信販売事業とのシナジー創出に向けたM&Aを含む新規投資とし、調達資金の活用を検討してまいりました。しかしながら、当社は2018年10月26日に、中期経営計画の見直しにおいて通信販売事業の収益悪化に歯止めをかけることを目的とした抜本的な事業構造改革を当社の最優先課題とすることを公表し、事業規模の適正化やオペレーション改革に注力してまいりましたため、当初の資金使途に係る投資につきましては、鋭意検討を進めてまいりましたものの、その大半は具体的な投資には至っておらず、本優先株式の発行時に予定していた資金使途への充当は少額にとどまっております。

このような状況下において、当社は本投資契約を変更し、REVICファンドによる当社定款の定めに基づく本取得請求権の行使に応じ、金銭を対価として本優先株式を取得すること、本優先株式の取得を条件として消却を行うことになりましたことから、REVICファンドへの第三者割当増資により調達した資金の未充当部分については、当初の資金使途を変更し、本優先株式の取得資金の一部に充当することといたします。

2. 変更の内容

REVICファンドに対する第三者割当増資による本優先株式の発行時に記載いたしました資金使途の変更は、以下のとおりです。

【変更前】

差引手取概算額6,725百万円につきましては、①ベルメゾン事業の専門店化構想を支えるECプラットフォーム構築等に係るシステム投資に3,500百万円、②ブライダル事業、子育て支援事業の拡大、通信販売事業とのシナジー創出に向けた新規投資に3,225百万円を充当することを予定しております。

【充当状況及び変更後の内容】

変更前に計画しておりました資金使途につきましては、主として、①ベルメゾン事業の専門店化構想を支えるECプラットフォーム構築等に係るシステム投資資金として530百万円、②ブライダル事業の新店投資等に1,475百万円、子育て支援事業の新園投資に206百万円をこれまで充当しております。

未充当の4,441百万円につきましては、本日開催の取締役会決議に伴い、当初の資金使途を変更しREVICファンドが所有する本優先株式の取得資金の一部に充当することといたします。

3. 今後の見通し

本優先株式の取得及び消却並びに資金使途の変更が当社業績に与える影響は軽微であります。

Ⅲ. 取締役及び監査役の辞任並びに補欠監査役の監査役就任について

REVIC パートナース株式会社に在籍しております、当社取締役の濱口友彰氏、社外取締役の柏木寿深氏及び社外監査役の中野創氏は、2020年7月31日をもちまして辞任することになりました。

なお、中野創氏の辞任に伴い、社外監査役の法定員数を欠くこととなったため、補欠監査役の清水万里夫氏が2020年7月31日付けで社外監査役に就任することになりました。

1. 辞任取締役

- (1) 氏名 濱口 友彰
- (2) 辞任理由 REVIC パートナース株式会社が無限責任組合員として運営管理する地域中核企業活性化投資事業有限責任組合との資本関係の終了によるものであります。
- (3) 辞任日 2020年7月31日

2. 辞任取締役（社外取締役）

- (1) 氏名 柏木 寿深
- (2) 辞任理由 REVIC パートナース株式会社が無限責任組合員として運営管理する地域中核企業活性化投資事業有限責任組合との資本関係の終了によるものであります。
- (3) 辞任日 2020年7月31日

3. 辞任監査役（社外監査役）

- (1) 氏名 中野 創
- (2) 辞任理由 REVIC パートナース株式会社が無限責任組合員として運営管理する地域中核企業活性化投資事業有限責任組合との資本関係の終了によるものであります。
- (3) 辞任日 2020年7月31日

4. 就任監査役（社外監査役）

- (1) 氏名 清水万里夫
- (2) 就任日 2020年7月31日

なお、清水万里夫氏は、2020年3月26日開催の第75期定時株主総会において、補欠監査役に選任されており、社外監査役の要件を満たしております。

5. 就任監査役（社外監査役）の略歴

- 1980年10月 昭和監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所
- 1984年9月 公認会計士登録
- 2002年8月 新日本監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）代表社員
- 2013年7月 同監査法人 エグゼクティブディレクター
- 2016年4月 同監査法人 退所
- 公認会計士清水万里夫事務所設立 所長（現任）
- 2016年6月 旭情報サービス(株) 社外監査役（現任）
- 2019年3月 当社 補欠監査役（現任）

以 上